

◎新規申請の記載例

(用紙A4) 00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

不要なものを消す

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ(1)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役
経験年数 平成29年4月から令和4年7月まで満5年4月
証明者と被証明者との関係 役員
備考 H26.1~R2.3まで取締役 R2.4~代表取締役

令和 年 月 日

不要なものを消す

(2) 下記の者は、許可申請者(1)の常勤の役員(2)で第7条第1号イ(1)に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長 北海道開発局長 山梨県知事 殿

証明者 甲府市丸の内1-6-1 (株)甲斐建設サービス 代表取締役 山梨 二郎

事実上の所在地と登記上の住所が異なる場合は、登記上の住所を記載する

令和 年 月 日

申請者届出者 甲府市丸の内1-6-1 (株)甲斐建設サービス 代表取締役 山梨 二郎

申請又は届出の区分 項番 1 7 1 (1.新規 2.変更 3.常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

許可番号 大臣知事コード 国土交通大臣知事 許可(一般-)第 号 許可年月日 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 氏名 住所 濁音又は、半濁音を表す文字については1文字として扱う 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 姓と名の間は1コラム空ける

◎【変更前】

氏名 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

◎更新・業種追加申請等の記載例

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ \text{イ} \\ (2) \\ \text{イ} \\ (3) \end{matrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役
経験年数 平成29年4月から令和4年7月まで満5年4月
証明者と被証明者との関係 役員
備考 H26.1~R2.3まで取締役 R2.4~代表取締役

令和 年 月 日

甲府市丸の内1-6-1 (株)甲斐建設サービス 代表取締役 山梨 二郎
証明者

事実上の所在地と登記上の住所が異なる場合は、登記上の住所を記載する

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{の支配人} \end{matrix} \right\}$ で第7条第1号イ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ \text{イ} \\ (2) \\ \text{イ} \\ (3) \end{matrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 山梨県知事 殿

甲府市丸の内1-6-1 (株)甲斐建設サービス 代表取締役 山梨 二郎
申請者 届出者

申請又は届出の区分 項番 1 7 3 (1.新規 2.変更 3.常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣知事コード 許可番号 1819 国土交通大臣 山梨県知事 許可(一般特)第019876号 許可年月日 令和02年04月20日

山梨県知事コード「19」 記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 19 ヤ マ 濁音又は、半濁音を表す文字については1文字として扱う
氏名 20 山 梨 二 郎
住所 甲府市丸の内1-6-1 姓と名の間は1カラム空ける
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 23 年 08 月 20 日

◎【変更前】

氏名 21
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 年 16 18 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

◎常勤役員等の交替に伴う届出の記載例

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ \text{イ} \\ (3) \end{matrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役
経験年数 平成29年4月から令和4年7月まで満5年4月
証明者と被証明者との関係 役員
備考 H26.1~R2.3まで取締役 R2.4~代表取締役

令和 年 月 日

証明者 甲府市丸の内1-6-1 (株)甲斐建設サービス 代表取締役 山梨 二郎

事実上の所在地と登記上の住所が異なる場合は、登記上の住所を記載する

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{の支配人} \end{matrix} \right\}$ で第7条第1号イ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ \text{イ} \\ (3) \end{matrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 山梨県知事 殿

申請者 届出者 甲府市丸の内1-6-1 (株)甲斐建設サービス 代表取締役 山梨 二郎

申請又は届出の区分 項番 1 7 2 (1.新規 2.変更 3.常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 〇年 〇月 〇日

大臣知事コード 許可番号 1819 国土交通大臣 山梨県知事 許可(一般-02)第019876号 許可年月日 令和02年04月20日

山梨県知事コード「19」 記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 19 ヤ マ 濁音又は、半濁音を表す文字については1文字として扱う
氏名 20 山 梨 二 郎
住所 甲府市丸の内1-6-1 姓と名の間は1カラム空ける
変更前について記載する

◎【変更前】

氏名 21 甲 斐 一 郎
生年月日 S18年07月10日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書

記載要領

- 1 常勤役員等としての経験及び当該経験を有する常勤役員等を置いていることについて証明する。法人の役員全員分ではなく、常勤役員等についてのみ作成すること。
(常勤役員等に必要とされる要件については、19頁を参照。)
- 2 証明者別に用紙を分けて作成すること。具体的には、個人事業主としての経験及び法人の役員としての経験を証明する場合や、複数の法人の役員としての経験を証明する場合が該当する。
- 3 「役職名等」の欄には、代表取締役、取締役、事業主、支配人等の役名を記載すること。
- 4 「経験年数」の欄には、常勤役員等としての経験を有した期間を必要期間分記載すること。
また、更新申請に関しては提出済みの決算変更届出書の末日までの期間を限度とする。
- 5 証明者は、証明する期間に対応する被証明者が在籍した法人の代表者又は個人の事業主(支配人として経験を有する場合)とする。
また、個人事業主としての期間を証明する場合は、個人事業主本人による証明となる。
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由(法人の解散、事業主の死亡等)がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、当該事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。
- 6 「証明者」の欄は、証明者が法人である場合には、その本店の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名を記載し、証明者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載する。
- 7 「備考」の欄には、経験期間の途中で中断期間がある場合にはその中断期間、経験期間中に役職が変わった場合にはその旨などを適宜記載すること。
- 8

{	(1)	「地方整備局長	「般
	(2)	北海道開発局長	及び
	(3)	知事	特

 については、不要のものを消すこと。
- 9 「常勤の役員」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中その職務に従事(テレワークを行う場合を含む。)している者をいう。
- 10 「本人」とは、個人の場合における申請者本人のことをいい、法人の場合における代表取締役は該当しない。
- 11 「支配人」とは、個人の場合において営業主にかわって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人で登記された者をいう。
- 12 項番17 「申請又は届出の区分」の欄は次の分類に従い該当する数字をカラムに記入すること。

区 分	分 類
1. 新規	許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合。具体的には、 <u>「新規」、「許可換え新規」の申請を行う場合</u>
2. 変更	許可を受けた後、現在証明がされている常勤役員等に <u>変更があった場合</u>
3. 常勤役員等の更新等	常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合。具体的には、 <u>「般・特新規」「業種追加」「更新」「般・特新規+業種追加」「般・特新規+更新」「業種追加+更新」「般・特新規+業種追加+更新」の申請を行う場合</u>

- 13 「変更の年月日」の欄には、項番17 「申請又は届出の区分」の欄に2を記入した場合に、変更をした年月日を記載する。

- 14 **項番18** 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、**項番17**「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に「大臣・知事コード」「許可番号」「許可年月日」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 15 「【新規・変更後・常勤役員等の更新等】」の欄には、**項番17**「申請又は届出の区分」の欄に「1」、「2」又は「3」を記入した場合に記載する。「【変更前】」の欄には、**項番17**「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合のみ変更前の常勤役員等を記入する。
- 16 **項番19** 「氏名のフリガナ」の欄は、姓の最初の2文字をカタカナで記入する。その際、濁音、半濁音、促音(っ)及び拗音(ゃゅょ)は1文字として扱うこと。
- 17 **項番20及び21** 「氏名」の欄は、姓と名の間は1カラム空けて記載すること。
- 18 更新申請等には、従前の申請時と同内容である場合であれば、従前の申請時のコピーの添付で可とする。その場合、従前の申請時の証明書副本を提示すること。

◎誤記入及び不備な例

- ① 法人設立以前の個人事業主の期間が、法人名で証明されている。経験年数が個人時代と法人役員とにまたがる場合は、常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書は、個人時代と法人役員とでそれぞれ作成すること。
- ② 証明者が複数になるにもかかわらず、1枚の証明書になっている。証明者別に作成すること。
- ③ 常勤役員等の住所が記載されていない。
- ④ 更新申請の場合に、常勤役員等が変更で記載されている。変更がある場合には、別に「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書」を作成し、先に変更の届出を行うこと。
- ⑤ 業種追加の申請なのに、**項番17**「申請又は届出の区分」の欄が「2(変更)」と記入されている。「3(常勤役員等の更新等)」を記入すること。

常勤役員等の略歴書

現住所	甲府市丸の内1-6-1			
氏名	山梨 二郎	生年月日	S23年8月20日生	
職名	代表取締役			
職歴	期間	従事した職務内容		
	自昭和45年4月1日 至昭和50年3月31日	山梨土木(株)勤務(現場主任)		
	自昭和50年4月1日 至令和2年3月31日	(株)甲斐建設サービス入社(平成27年4月から取締役)		
	自令和2年4月1日 至 年 月 日	(株)甲斐建設サービス代表取締役就任 現在に至る		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
			なし	
			記載すべき賞罰がない場合は「なし」と記載する。	
上記のとおり相違ありません。				
〇年〇月〇日		氏名 山梨 二郎		

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等の略歴書

記載要領

常勤役員等の略歴書

記載要領

- 1 この略歴書は、設置した常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の略歴について作成すること。法人の役員について作成するのではない。
- 2 「職名」の欄には、許可申請時における職名を記載するものとし、許可申請者が法人の場合には、「代表取締役」、「取締役」等と記載し、許可申請者が個人の場合には「事業主」と記載すること。
- 3 「職歴」の欄には、現在に至るまでの職歴を記載し、特に建設業に関する職歴についてはすべて記載すること。また、現在、他の法人役員等になっている場合は職歴として必ず記載すること。
- 4 「従事した職務内容」の欄には、従事した職務の内容及び職名を記載し、**建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載**すること。
- 5 「賞罰」の欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、**該当がない場合には、「なし」と記載**すること。

◎誤記入及び不備な例

- ① 氏名の記載が住民票と一致しない(生年月日が違う。)
- ② 「賞罰」の欄に何も記載がない。**該当がない場合には、「なし」と記載**すること。
- ③ 下欄の年月日が記載されていない。
- ④ 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)以外の者(左記以外の他の役員)も作成している。

- 1 この略歴書は、設置した常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の略歴について作成すること。法人の役員について作成するのではない。
- 2 「職名」の欄には、許可申請時における職名を記載するものとし、許可申請者が法人の場合には、「代表取締役」、「取締役」等と記載し、許可申請者が個人の場合には「事業主」と記載すること。
- 3 「職歴」の欄には、現在に至るまでの職歴を記載し、特に建設業に関する職歴についてはすべて記載すること。また、現在、他の法人役員等になっている場合は職歴として必ず記載すること。
- 4 「従事した職務内容」の欄には、従事した職務の内容及び職名を記載し、**建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載**すること。
- 5 「賞罰」の欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、**該当がない場合には、「なし」と記載**すること。

◎誤記入及び不備な例

- ① 氏名の記載が住民票と一致しない(生年月日が違う。)
- ② 「賞罰」の欄に何も記載がない。**該当がない場合には、「なし」と記載**すること。
- ③ 下欄の年月日が記載されていない。
- ④ 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)以外の者(左記以外の他の役員)も作成している。

◎口(1)該当時の記載例

(用紙A4)
0 0 0 0 2

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

不要なものを消す

口(1)該当では、建設業に関する2年以上の経験が必要(※この2年と合わせて、建設業に関する・財・労・業の管理職経験が5年以上必要です)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号口⁽¹⁾₍₂₎に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役
 経験年数 平成 30 年 4 月から 令和 2 年 7 月まで 満 2 年 4 月
 証明者と被証明者との関係 役員
 備考

令和 年 月 日

不要なものを消す

甲府市丸の内1-6-1
(株)甲斐建設サービス
代表取締役 山梨 二郎
証明者

(2) 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾の常勤の役員⁽²⁾で第7条第1号口⁽¹⁾に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
山梨県知事 殿

甲府市丸の内1-6-1
(株)甲斐建設サービス
代表取締役 山梨 二郎
申請者
届出者

令和 年 月 日

申請又は届出の区分 項番 3
 [] [] [] 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣知事コード 許可年月日
 許可番号 [] [] [] 国土交通大臣知事許可(一般-[] [])第 [] [] [] [] [] [] 号 令和 [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ [] [] [] [] 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 氏 名 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 生年月日 [] [] [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日
 住 所 甲府市丸の内1-6-1

◎【変更前】

氏 名 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 生年月日 [] [] [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

◎口(2)該当時の記載例

(用紙A4) 00002

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一面)

不要なものを消す

口(2)該当では、建設業に関する2年以上の経験が必要であるため、その期間を(内建設業〇〇年)と記する

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号口(2)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役
経験年数 平成27年8月から令和2年7月まで満5年月(内建設業3年)
証明者と被証明者との関係 役員
備考

令和 年 月 日

不要なものを消す

甲府市丸の内1-6-1 (株)甲斐建設サービス 代表取締役 山梨 二郎

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役員)で第7条第1号口(2)に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 山梨県知事 殿

申請者 届出者 甲府市丸の内1-6-1 (株)甲斐建設サービス 代表取締役 山梨 二郎

申請又は届出の区分 項番 1 7 1 (1.新規 2.変更 3.常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣知事コード 許可番号 1 8 国土交通大臣知事許可(一般-)第 号 許可年月日 令和 年 月 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ヤ マ 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
氏名 2 0 山 梨 三 郎 生年月日 S 2 5 年 1 1 月 0 2 日
住所 甲府市丸の内1-6-1

◎【変更前】

氏名 2 1 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
山梨県知事 殿

申請事業者における財務管理に関する
役職を記載(財務部長等)

申請者
届出者

甲府市丸の内1-6-1
(株)甲斐建設サービス
代表取締役 山梨 二郎

役職名等

財務部長

経験年数

平成25年4月から令和元年6月まで 満6年3月

証明者と被証明者との関係

従業員

備考

第一面の「常勤役員等」の職制上直下の者でなければならない。例えば、常勤役員等が「部長」である場合、役員を直接補佐者とする事はできない

申請又は届出の区分

2 2 1

(1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日

令和 年 月 日

大臣
知事 コード

許可番号

2 3

国土交通大臣 知事 許可 (一般-) 第 号

許可年月日

令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ

1 9 ヤ マ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

2 0 山 梨 四 郎

生年月日 S 2 8 年 0 1 月 0 3 日

住所

甲府市丸の内1-6-1

◎【変更前】

氏名

2 6

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
山梨県知事 殿

申請事業者における労務管理に関する
役職を記載(総務部長等)

申請者
届出者

甲府市丸の内1-6-1
(株)甲斐建設サービス
代表取締役 山梨 二郎

役職名等

総務部長

経験年数

平成21年4月から平成29年1月まで満8年10月

証明者と被証明者との関係

従業員

備考

第一面の「常勤役員等」の職制上直下の者でなければならない。例えば、常勤役員等が「部長」である場合、役員を直接補佐者とする事はできない

申請又は届出の区分

2 7 1

(1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日

令和 年 月 日

大臣
知事 コード

許可番号

2 3

国土交通大臣 知事 許可 (一般-) 第 号

許可年月日

令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ

1 9 ヤ マ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

2 0 山 梨 五 郎

生年月日 S 3 0 年 0 3 月 0 3 日

住所

甲府市丸の内1-6-1

◎【変更前】

氏名

3 0

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

記載要領

- 1 (1)の証明書は、証明者別に用紙を分けて作成する。
- 2 (1)の「役職名等」の欄には、代表取締役、取締役、事業主、支配人等の役名を記載する。
- 3 「経験年数」の欄には、常勤役員等としての経験を有した期間を必要期間分記入する。
また、更新申請に関しては提出済みの決算変更届出書の末日までの期間を限度とする。
- 4 証明者は、証明する期間に対応する被証明者が在籍した法人の代表者又は個人の事業主(支配人として経験を有する場合)とする。
また、個人事業主としての期間を証明する場合は、個人事業主本人による証明となる。
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由(法人の解散、事業主の死亡等)がある場合には、「備考」の欄にその理由を記入して、当該事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。
- 5 「証明者」の欄は、証明者が法人である場合には、その本店の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名を記入し、証明者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記入する。
- 6 「備考」の欄には、経験期間の途中で中断期間がある場合にはその中断期間、経験期間中に役職が変わった場合にはその旨などを適宜記入する。
- 7

{ の常勤の役員 本人 の支配人 }	{ (1) } { (2) }	「地方整備局長	「般
		北海道開発局長	及び
		知事	特

 については、不要のものを消す。
- 8 「常勤の役員」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中その職務に従事(テレワークを行う場合を含む。)している者をいう。
- 9 「本人」とは、個人の場合における申請者本人のことをいい、法人の場合における代表取締役は該当しない。
- 10 「支配人」とは、個人の場合において営業主にかわって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人で登記された者をいう。
- 11 項番17 「申請又は届出の区分」の欄は次の分類に従い該当する数字をカラムに記入する。

区 分	分 類
1. 新規	許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合。具体的には、「 新規 」、「 許可換え新規 」の申請を行う場合
2. 変更	許可を受けた後、現在証明がされている常勤役員等に 変更があった場合
3. 常勤役員等の更新等	常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合。具体的には、「 般・特新規 」「 業種追加 」「 更新 」「 般・特新規＋業種追加 」「 般・特新規＋更新 」「 業種追加＋更新 」「 般・特新規＋業種追加＋更新 」の申請を行う場合

- 12 「変更の年月日」の欄には、項番17 「申請又は届出の区分」の欄に2を記入した場合に、変更をした年月日を記載する。
- 13 項番18 「許可番号」及び「許可年月日」の欄には、項番17 「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に「大臣・知事コード」「許可番号」「許可年月日」を記入する。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入する。

- 14 「【新規・変更後・常勤役員等の更新等】」の欄には、**項番17**「申請又は届出の区分」の欄に「1」、「2」又は「3」を記入した場合に記入する。「【変更前】」の欄には、**項番17**「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合のみ変更前の常勤役員等を記入する。
- 15 **項番19**「氏名のフリガナ」の欄は、姓の最初の2文字をカタカナで記入する。その際、濁音、半濁音、促音(っ)及び拗音(ゃゅょ)は1文字として扱う。
- 16 **項番20及び21**「氏名」の欄は、姓と名の間は1カラム空けて記入する。
- 17 更新申請等に際しては、従前の申請時と同内容である場合であれば、従前の申請時のコピーの添付で可とする。その場合、従前の申請時の証明書副本を提示する。
- 18 (第二面)以降の記入方法も上記と同様である。
- 19 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐するものそれぞれについて別紙2を作成し、提出する。

◎誤記入及び不備な例

- ① 法人設立以前の個人事業主の期間が、法人名で証明されている。経験年数が個人時代と法人役員とにまたがる場合は、常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書は、個人時代と法人役員とでそれぞれ作成すること。その場合は、個人時代は個人による証明になる。
- ② 証明者が複数になるにもかかわらず、1枚の証明書になっている。証明者別に作成する。
- ③ 常勤役員等の住所が記入されていない。
- ④ 更新申請の場合に、常勤役員等が変更で記入されている。変更がある場合には、別に「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書」を作成し、先に変更の届出を行う。
- ⑤ 業種追加の申請なのに、**項番17**「申請又は届出の区分」の欄が「2(変更)」と記入されている。「3(常勤役員等の更新)」を記入する。

常勤役員等の略歴書

現住所	甲府市丸の内1-6-1		
氏名	山梨 三郎	生年 月 日	S25 年 11月 2日生
職名	取締役		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自昭和47年4月1日 至昭和50年3月31日	山梨土木(株)勤務(現場主任)	
	自昭和50年4月1日 至 年 月 日	(株)甲斐建設サービス入社	
	自平成30年4月1日 至 年 月 日	(株)甲斐建設サービス取締役就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容
		なし	
		記載すべき賞罰がない場合は「なし」と記載する。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日		氏名	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	甲府市丸の内1-6-1		
氏名	山梨 四郎	生年月日	S28年1月3日生
職名	財務部長		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自昭和51年4月1日 至平成2年3月31日	山梨土木(株)勤務(現場主任)	
	自平成2年4月1日 至 年 月 日	(株)甲斐建設サービス入社	
	自平成25年4月1日 至 年 月 日	(株)甲斐建設サービス財務部長就任 (財務 6年3月)	
	自 年 月 日 至 年 月 日	現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日		氏名	

財務管理・労務管理・業務運営のいずれの業務経験であるか、また、その経験年月を括弧書きで記載する。

※財務・労務・業務の業務経験は、
①建設業に関する経験でなければならない。
②申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる

記載すべき賞罰がない場合は「なし」と記載する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

記載要領

- 1 この略歴書は、設置した常勤役員等を直接に補佐する者の略歴について作成すること。
- 2 「職名」の欄には、許可申請時における役職等を記載すること。
- 3 「職歴」の欄には、現在に至るまでの申請会社での財務管理・労務管理・業務運営に関する職歴を記入すること。
- 4 「賞罰」の欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がない場合には、「なし」と記載すること。

◎誤記入及び不備な例

- ① 氏名の記入が住民票と一致しない(生年月日が違う。)
- ② 「賞罰」の欄に何も記入がない。該当がない場合には、「なし」と記載すること。
- ③ 下欄の年月日が記載されていない。

◎営業所技術者等の担当業種が変わった場合の届出

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

〇年〇月〇日

Header information including applicant details (甲府市丸の内1-6-1), license number (6219), and date (平成30年11月01日).

First technician entry for Kenji Ken (ケン 建設 太郎). Includes name, birth date (S 25 09 01), and qualification details.

Second technician entry for Takashi Do (ド ボ 土木 太郎). Includes name, birth date (S 49 04 01), and qualification details.

Third technician entry form, currently blank.

(裏面の記載要領に従い記載すること。)

◎営業所技術者等を追加する場合の届出

00003

営業所技術者等証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

〇年〇月〇日

地方整備局長
北海道開発局長
山梨県知事 殿

申請者 甲府市丸の内1-6-1
(株) 甲斐建設サービス
届出者 代表取締役 山梨 二郎

区 分 項番 6 1 3
大臣コード
許可番号 6 2 1 9
国土交通大臣 山梨県知事 許可 (一般) 3 d 第 0 1 9 8 7 6 号
許可年月日 平成 3 0 年 1 1 月 0 1 日

記

氏名 項番 フリガナ ケンセツ ジロウ
氏名 6 3 ケ ン セ ン 二 郎
生年月日 5 15 2 6 年 1 0 月 0 1 日
建設工事の種類 6 4
有資格区分 6 5 1 3
変更、追加又は削除の年月日 令和 元年 9 月 2 5 日
営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所 甲府市貫川2丁目1-8
営業所の名称 (新所属) 本社 (平成15年10月1日)

氏名 項番 フリガナ
氏名 6 3
生年月日 15 18 20
建設工事の種類 6 4
有資格区分 6 5
変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日
営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所
営業所の名称 (新所属)

氏名 項番 フリガナ
氏名 6 3
生年月日 15 18 20
建設工事の種類 6 4
有資格区分 6 5
変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日
営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所
営業所の名称 (新所属)

(裏面の記載要領に従い記載すること。)

◎営業所技術者等を削除する場合の届出

営業所技術者等証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

〇年〇月〇日

地方整備局長
北海道開発局長
山梨県知事 殿

甲府市丸の内1-6-1
申請者 (株)甲斐建設サービス
届出者 代表取締役 山梨 二郎

区 分 項番 614 (1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)
許可番号 6219 国土交通大臣 山梨県知事 許可 (一般-30) 第019876号 許可年月日 平成30年11月01日

記

氏名 項番 63 フリガナ ギジ 技術 太郎 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 生年月日 S33年06月01日
建設工事の種類 今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類
有資格区分 65 33
変更、追加又は削除の年月日 令和元年5月23日 営業所の名称 (旧所属) 本社(平成7年4月1日)
営業所技術者等の住所 山梨県本町4丁目2-4 営業所の名称 (新所属)

氏名 項番 63 フリガナ 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 生年月日
建設工事の種類 今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類
有資格区分 65
変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所 営業所の名称 (新所属)

氏名 項番 63 フリガナ 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 生年月日
建設工事の種類 今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類
有資格区分 65
変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所 営業所の名称 (新所属)

(裏面の記載要領に従い記載すること。)

営業所技術者等証明書(新規・変更)

記載要領

- 1 許可を受けて建設業を営もうとする営業所ごとに、一定の資格要件を備えた営業所技術者等を置かなければなりません(営業所技術者等の必要とされる要件については、21頁以下を参照)。
- 2 更新申請については、この様式の作成は不要です。
- 3 項番61 「区分」の欄は次の分類により記入すること。

区分「1」「2」「3」の場合は、(1)を○で囲み、「申請者」「届出者」のうち、該当しないものを消すこと。

区分「4」「5」の場合は、(2)を○で囲み、「申請者」「届出者」のうち、該当しないものを消すこと。

区分	分類
1. 新規申請等	申請区分が、 「新規許可」「許可換え新規」「般・特新規」「業種追加」「般・特新規+業種追加」「般・特新規+更新」「業種追加+更新」「般・特新規+業種追加+更新」 の許可申請の場合。
2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更	営業所技術者等の担当する建設業の種類を変更する場合又は新たな資格の追加をする場合。 なお、当該変更により許可を受けた業種を担当する営業所技術者等を欠くことがないように、必要に応じて、区分「2」又は区分「3」により、併せて届け出ること。
3. 営業所技術者等の追加	① 新たな者を営業所技術者等とする場合。 なお、当該変更により、他の営業所技術者等の削除又は担当業種の変更がある場合には、必要に応じて、区分「2」又は区分「4」により併せて届け出ること。 ② 婚姻等により氏名の変更があった場合。この場合は、変更前の氏名について 区分「4」 により併せて届け出ること。 ※新たに業種追加を受けようとする場合は、 区分「1」 により届け出ること。
4. 営業所技術者等の交替に伴う削除	① 交替に伴い営業所技術者等でなくなる場合。なお、当該変更により許可を受けた業種を担当する営業所技術者等を欠くことがないように、区分「2」又は区分「3」により、併せて届け出ること。 ※交替を伴わない場合は、様式第二十二号の三により届け出ること。 ② 婚姻等により氏名の変更があった場合。この場合は、変更後の氏名について、 区分「3」 により併せて届け出ること。
5. 営業所技術者等の置かれる営業所のみの変更	営業所技術者等の置かれる営業所のみに変更があった場合。 なお、営業所の変更に伴い担当する業種も変更になる場合は、この区分ではなく、 区分「2」 により届け出ること。

- 4 「営業所技術者等」は、所属する営業所に常時勤務(テレワークを行う場合を含む。)することが必要です。
同一営業所内であれば、2業種以上の営業所技術者等や、常勤役員等あるいは令第3条に規定する使用人と兼ねることもできますが、当該者について、他の営業所の者と兼ねることはできません。

- 5 建設業法第7条第2号
建設業法第15条第2号 「地方整備局長
北海道開発局長
山梨県知事」 及び 「般
特」 について不要のものを消すこと。

「建設業法第7条第2号」は一般建設業の場合で、「建設業法第15条第2号」は特定建設業の場合です。

- 6 **項番62** 「許可番号」の欄は「新規」「許可換え新規」以外の場合は、必ず記入すること。なお、許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 7 **項番63** 「氏名」の欄の「フリガナ」は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音、半濁音、促音(っ)及び拗音(ャユョ)も1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄は、姓と名の間を1カラム空けること。その上欄の(フリガナ)欄にカタカナでフリガナを記入すること。
- 8 **項番64** 「今後担当する建設工事の種類」の欄は、**項番61**「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、当該専任技術者が担当する建設工事のすべてについて、**11**の表「建設工事の種類」の欄により、「」の数字を建設工事の略号の下のマスに記入すること。
「建設工事のすべて」とは、新たに担当する業種だけではなく、引き続き担当する業種についてすべて記載することをいう。
- 9 **項番64** 下段「現在担当している建設業の種類」の欄は、**項番61**「区分」の欄に、「1」(新規、許可換え新規を除く)、「2」、「4」又は「5」を記入した場合のみ、その営業所技術者等の担当業種として既に届出されているものについて、**上記8と同様の記載要領により記入**すること。
- 10 **項番65** 「有資格区分」の欄には、その営業所技術者等が有する資格について「技術者の資格表」(40頁)のコード番号及び**11**の表「有資格区分」の欄を参照して適切なコードを記入すること。
- 11 営業所技術者等証明書における建設工事の種類・有資格区分のコード番号表

一般建設業		建設工事の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第7条2号	イ(指定学科卒業+実務経験)	1	01
	ロ(実務経験10年以上)	4	02
	ハ(国家資格取得者)	7	「技術者の資格表」(40頁)のコード

※一般建設業の許可を受けようとする場合で、二級の国家資格者を除く大臣特認者を営業所技術者等に充てようとする場合は、その者の経歴によりイ又はロのいずれに該当するものであるのか区別をすること。

特定建設業		建設工事の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第15条2号イ(国家資格者)		9	「技術者の資格表」(40頁)のコード
+ 法第15条2号ロ + 法第7条2号	イ(指定学科卒業+実務経験+指導監督の実務経験)	2	01
	ロ(実務経験10年+指導監督の実務経験)	5	02
	ハ(国家資格取得者+指導監督の実務経験)	8	「技術者の資格表」(40頁)のコード
法第15条2号ハ	同号イと同等(大臣特認)	3	03

特定建設業		建設工事の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
	同号口と同等	6	04

12 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、**項番61**「区分」の欄に「1」以外を記入した場合に、変更、追加又は削除した年月日を記載すること。

13 「営業所の所属(旧所属)」の欄は、既に届出されている営業所技術者等の場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載すること。

「営業所の名称(新所属)」の欄は、この証明書の提出後に、営業所技術者等として所属する営業所の名称を記載すること。営業所技術者等の削除の場合にはこの欄の記載は不要。

なお、「営業所の名称(新所属)」の欄の右側に、その営業所技術者等が申請者に採用された年月日を括弧書きで記載すること(営業所技術者等が個人事業主の場合は、営業を開始した年月日)。

◎誤記入及び不備な例

- ① 氏名、住所及び生年月日の記載が戸籍(住民票)や他の申請書類と一致しない。
- ② 「許可申請書」の**項番04**「許可を受けようとする建設業」の欄に記載された業種以外の業種が、専任技術者の担当業種として記載されている。
- ③ 業種追加申請の場合に、**項番61**「区分」の欄に「3」(追加)が記入されている。「1」を記入すること。
 - ④ **項番61**「区分」の欄に、「1」(新規、許可換え新規は除く)、「4」又は「5」が記入されているにもかかわらず、**項番64** 下段「現在担当している建設工事の種類」の欄になにも記載されていない。既に届けてある担当業種を記入すること。
 - ⑤ **項番64**「建設工事の種類」の欄が、一般「1」、特定「2」で記入されている。記入するコードが違うので記載要領の表を参照し、記入すること。
 - ⑥ 「営業所の名称」の右側に採用年度が記載されていない。

証明書等に関する取り扱い

1 卒業(修了)証明書(例)

理工証第〇〇〇〇号
卒業証明書
本籍 〇〇県 氏名 〇〇 〇〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
上記の者は、平成〇〇年3月本学部建築学科を卒業したことを証明する。 令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇大学理工学部長 工学博士 〇〇 〇〇

注1 指定学科+実務経験により営業所技術者等の要件を証明する場合は、履修学科の明記された卒業(修了)証明書を「営業所技術者等証明書」(様式第八号)の次に添付すること。

2 資格証明書(例)

番号〇〇〇〇〇〇
2級技術検定合格証明書
本籍 〇〇県 氏名 〇〇 〇〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
建設業法の規定に基づく平成〇〇年度土木施工管理に関する2級の技術検定に合格したことを証し、2級土木施工管理技士と称することを認める。 令和〇〇年〇〇月〇〇日
国土交通大臣 〇〇 〇〇

注1 国家資格により営業所技術者等の要件を証明する場合は、試験等の合格免許を証する書面、合格証、免許証等の写しを「営業所技術者等証明書」(様式第八号)の次に添付すること。

注2 一級第一次検定合格者(実務経験3年)、二級第一次検定合格者(実務経験5年)、第二種電気工事士(実務経験3年)、電気主任技術者・電気通信主任技術者(実務経験5年)、電気通信工事担任者(実務経験3年)、2級技能検定(実務経験1年若しくは3年※42頁参照)、給水装置工事主任技術者(実務経験1年)等の国家資格については、合格後における所定の実務経験について、免許証等写しの次に「実務経験証明書」(様式第九号)を添付すること。

注3 第一種電気工事士及び甲種・乙種消防設備士にはそれぞれ法定講習(第一種電気工事士は5年ごと、甲種・乙種消防設備士は免状取得後は2年、その後は5年ごと)が義務付けられています。このため、受講年月日が記載されている面の写しも添付すること。

◎不備な例

- ① 建設業法で定められていた資格でないものが添付されている(「技術者の資格表」(40頁)を参照)。
- ② 資格者証等の中に受講年月日が記載されている面のコピーが添付されていない。
- ③ 第一種電気工事士及び甲種・乙種消防設備士が、義務付けられている講習を受講していない。

※工事現場の単なる雑務や事務に関する経験は含まない

実務経験証明書

下記の者は、**造園** 工事に、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

証明者毎に作成すること

証明者

甲府市丸の内1-6-1
 (株) 甲斐建設サービス
 代表取締役 **山梨 二郎**

内容を具体的に記載すること

被証明者との関係 **社員**
 記

技術者の氏名	山梨 三郎	生年月日	S55. 8. 1	使用された期間	平成14年1月から 令和3年3月まで
使用者の商号 又は 名 称	(株) 甲斐建設サービス				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
土木工事部長	Y邸庭園工事 その他(12ヶ月)			平成14年4月から平成15年3月まで	
〃	並木通り街路樹整備 その他(12ヶ月)			平成15年4月から平成16年3月まで	
〃	工事学園園庭改修工事 その他(12ヶ月)			平成16年4月から平成17年3月まで	
〃	Y邸外構植栽工事 その他(12ヶ月)			平成18年4月から平成19年3月まで	
土木工務部長	K邸庭園工事 その他(12ヶ月)			平成19年4月から平成20年3月まで	
〃	丸の内公園植栽工事 その他(11ヶ月)			平成20年4月から平成21年3月まで	
〃	竜王駅前緑化工事 その他(12ヶ月)			平成24年4月から平成25年3月まで	
土木工事部長	F邸外構植栽工事 その他(12ヶ月)			平成25年4月から平成26年3月まで	
〃	甲府ビル外構植栽工事 その他(11ヶ月)			平成27年4月から平成28年3月まで	
〃	韮崎中央公園植栽工事 その他(12ヶ月)			平成30年4月から平成31年3月まで	
〃	甲府公園植栽工事 その他(12ヶ月)			平成31年4月から令和2年3月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満 10年 10月

通年にわたって工事がある場合は1行を1決算として記載すること
 (記載例は3月決算の場合)

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

実務経験証明書

記載要領

- この証明書は、営業所技術者等になろうとする者が業種に該当する国家資格を有しない場合、又は資格取得後に規定の年数の実務経験が必要とされる国家資格を有する場合です。

法第7条第2号の区分	必要な経験年数	
イ(指定学科卒業+実務経験)	大学卒業者	3年以上
	高等学校卒業者	5年以上
ロ(実務経験のみ)		10年以上
ハ(国家資格+実務経験)	一級一次検定合格者	3年以上
	二級一次検定合格者	5年以上
	二級技能検定	1年以上(*)
	第二種電気工事士	3年以上
	電気主任技術者	5年以上
	電気通信主任技術者	
	工事担任者	3年以上 (資格者証交付後)

ハ(国家資格+実務経験)の実務経験は、国家資格取得後又は一次検定合格後の実務経験が必要とされます。

(*)平成16年度以降の合格者については、3年以上の実務経験が必要です。

- この証明書は、建設工事の種類ごとに、証明者別に作成すること。
- 「実務の経験」とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する技術上の経験をいう。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を習得するためにした見習い中の技術的経験も含まれる。また、この実務の経験は、請負人の立場における経験に限られないため、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験もこれに含まれるが、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれない。
 なお、電気工事業及び消防施設工事業の実務経験については、各法令の趣旨に鑑み、原則として認められない。
- 「工事」の欄には、建設工事の種類のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類を記載すること。
- 「証明者」は、原則として使用者である法人の代表者又は個人の事業主とする。使用者の証明を得ることができない正当な理由(法人の解散、事業主の死亡等)があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」の欄にその理由を記載して、当該事実を証明し得る他の者(例えば当時の役員等)の証明とすることができる。
 なお、個人事業主が自ら建設工事の施工等に従事した経験を証明する場合は、事業主本人による証明となる。
- 「被証明者との関係」の欄には、証明者の立場からみた被証明者との関係を証明者が記載すること。例えば、役員、社員、従業員、元所属課員等と記載すること。

- 7 「技術者の氏名」及び「生年月日」の欄には、証明を得ようとする者の氏名及び生年月日を記載すること。
- 8 「使用者の商号又は名称」の欄には、実務の経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記載すること。
- 9 「使用された期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者に雇用されていた期間を記載すること。
- 10 「職名」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に関する実務の経験を有したときの職名を記載すること。
- 11 「実務経験の内容」の欄には、「使用された期間」内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について記載するものとし、例えば「都市計画街路〇〇線改良工事現場主任」、「〇〇駅ビル増改築工事現場監督」等のように具体の工事件名をあげて、建設工事に関する実務経験の内容が具体的に明らかになるように記載すること。ただし、通年にわたって建設工事を行っている場合には、代表的な工事の件名を記載し(〇〇工事その他)、1つの決算期を1行として記載すること。
- 12 「実務経験年数」の欄には、「実務経験の内容」の欄に工事を1件ごとに記載した場合は、当該建設工事に係る経験期間(工事期間)を記入すること。また、建設工事を通年にわたって行っているとして、その決算期の代表的な工事を記載した場合には、当該決算期の期間を記入すること。
それらの期間を合計して「合計」の欄に記載するものとし、当該合計年数が1の表に掲げる必要な実務経験年数を満たしていること(この場合、経験期間が重複しているものは、二重に計算しないこと)。
- 13 「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号又は氏名」の欄に記載された使用者と「証明者」の欄に記載された証明者が異なる場合をいい、「その理由」の欄には、「〇年〇月会社解散のため」、「〇年〇月事業主死亡のため」等と記載すること。
- 14 更新申請等に際しては、従前の申請時と同内容であれば、従前の申請時のコピーの添付で可とする。その場合、従前の申請時の証明書副本を提示すること。

◎誤記入及び不備な例

- ① 法人設立以前の個人事業主の期間が、法人名で証明されている。経験年数が個人時代と法人とにまたがる場合、「実務経験証明書」は個人時代と法人とで2枚作成すること。その場合、個人時代は個人による証明になる。
- ② 証明者が複数いるにもかかわらず、1枚の証明書になっている。証明者別に作成すること(①参照)。
- ③ 証明者が法人の場合で代表取締役が交替しているにもかかわらず、当時の代表取締役の証明になっている。
- ④ 証明者が法人の場合で、有限会社から株式会社に組織変更されているにもかかわらず、有限会社のまま証明されている。
- ⑤ 「被証明者との関係」の欄が記載されていない。
- ⑥ 「工事経歴書」と実務経験の内容が一致しない。
- ⑦ 規定年数以上記載されていない。
- ⑧ 「合計」の欄に、使用された期間の合計が記載されている。「実務経験年数」の欄に記載した年数の合計を記載すること。
- ⑨ 実務経験が必要とされる国家資格の場合に、国家資格取得前の実務経験が記載されている。国家資格取得後の実務経験を記載すること。

指導監督的実務経験証明書

（用紙A4）

下記の者は、**電気通信** 工事に関し、下記のとおり指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

甲府市丸の内1-6-1
 (株) 甲斐建設サービス
 証 明 者 代表取締役 山梨 二郎
 被証明者との関係 社 員

記

技術者の氏名	山梨 四郎		生年月日	S28.5.1	使用された 期 間	平成7年 2月から 平成30年 3月まで
使用者の商号 又は 名称	(株) 甲斐建設サービス					
発注者名	請負代金の額	職 名	実務経験の内容		実務経験年数	
甲府ホテル(株)	52,000千円	工事係長	甲府ホテル・イン TV電波障害防除設備工事		平成 8年 2月から平成 8年 10月まで	
山梨商事(株)	46,000千円	〃	山梨第一ビル データ通信設備工事		平成 9年 3月から平成 9年 10月まで	
甲府銀行(株)	147,000千円	工事課長	甲府銀行情報制御設備工事		平成 13年 5月から平成 13年 12月まで	
(株) 山梨製薬	82,000千円	〃	本社ビル情報制御設備工事		平成 16年 1月から平成 16年 5月まで	
(株) 山梨	69,000千円	〃	電気通信線路設備工事		平成 18年 3月から平成 18年 9月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
					年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由					合計	満 2年 8月

・特定建設業の許可を受ける場合のみ、この様式を使用する
 ・指定建設業は、1級の資格者がいないと許可要件に該当しないため、この様式を使用することはない

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（令の改正に伴う経過措置により、平成6年12月28日前における請負代金の額が3,000万円以上の建設工事に関して積まれた経験及び昭和59年10月1日前における請負代金の額が1,500万円以上）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

指導監督的実務経験証明書

記載要領

- 1 この証明書は、指定建設業以外の特定建設業許可を受けようとするものが、法に規定する国家資格者又は大臣特認者を有しない場合である。次の①及び②の要件を満たす者を専任技術者とすることができる。なお、指定建設業については、法に規定する国家資格者又は大臣特認者でなければならない。

- ① 一般建設業の許可を受けるのに必要な技術者としての要件を備えている者であること。
- ② その者が、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が、4,500万円以上であるものに関して2年以上指導監督的な実務経験を有するものであること(令の改正に伴う経過措置により、平成6年12月28日前における請負代金の額が3,000万円以上の建設工事に関して積まれた経験及び昭和59年10月1日前における請負代金の額が1,500万円以上の建設工事に関して積まれた経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができる。)

- 2 この証明書は、建設工事の種類ごとに、証明者別に作成すること。
- 3 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。
なお、この経験は、発注者から最初の元請負人として請け負った建設工事に関する経験であり、発注者側の経験又は下請負人としての経験は、これに含まれない。
- 4 「工事」、「証明者」、「被証明者との関係」、「使用された期間」、「職名」及び「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」、「実務経験の内容」の欄は、実務経験証明書(様式第九号)の記載要領により記載すること。
- 6 「発注者名」の欄には、最初の元請負人として直接請け負った契約の相手方の名称を具体的に記載すること。
- 7 「請負代金の額」の欄には、1の②に該当する工事について記載すること。請負代金の額に変更があった場合には、変更後の額とする。
- 9 「実務経験年数」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載した建設工事に係る経験年数(工事期間)を記載し、それらの期間を合計して「合計」欄に記載するものとし、当該合計年数が2年以上になること。この場合、経験期間(工事期間)が重複しているものは、二重に計算しないこと。
- 10 更新申請等に際しては、従前の申請時と同内容であれば、従前の申請時のコピーの添付で可とする。その場合、従前の申請時の証明書副本を提示すること。

◎誤記入及び不備な例

- ① 法人設立以前の個人事業主の期間が、法人名で証明されている。経験年数が個人時代と法人とにまたがる場合は、証明者別に2枚作成すること。その場合、個人時代は個人による証明になる。
- ② 証明者が複数いるにもかかわらず、1枚の証明書になっている。証明者別に作成すること。(①参照)
- ③ 証明者に代表者の変更や組織変更等があるにもかかわらず、変更前の記載となっている。
- ④ 「被証明者との関係」の欄が記載されていない。
- ⑤ 「工事経歴書」と実務経験の内容が一致しない。
- ⑥ 元請工事でないものが記載されている。
- ⑦ 1つの工事について、複数の者が証明されている。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

記載要領

- 1 この表は、支配人及び支店又は営業所(主たる営業所を除く。)の代表者について記載するものであるが、これらの者が、建設業許可申請書の別紙の「**役員の氏名及び役職等**」の欄に記載した役員を兼ねている者についても記載するものとする。
- 2 「**営業所の名称**」の欄には、営業所の名称を建設業許可申請書の別紙二(1)(2)に記載した順序で記載すること。
- 3 「**職名**」の欄には、申請者が法人であって主たる営業所以外の営業所を置く場合にあつては、その営業所の代表者の職名を「**〇〇支店長**」、「**〇〇営業所長**」等と記載すること。なお、その者が役員を兼ねている場合であってもこの一覧表に必ず記載するものとし、「**取締役 〇〇支店長**」、「**取締役 〇〇営業所長**」等と記載すること。
申請人が個人であつて、支配人を置く場合にあつては、その職名を「**支配人**」と記載し、主たる営業所以外の営業所を置く場合にあつては、その営業所の代表者の職名を「**〇〇支店長**」、「**〇〇営業所長**」と記載すること。

◎誤記入及び不備な例

- ① 主たる営業所が記載されている。
- ② 許可申請書の別紙と営業所の名称が異なっている。
- ③ 一部の営業所の業種追加の届出において、届出に係る営業所以外の営業所があるにもかかわらず記載されていない。

許可申請者 （
~~法人の役員等~~
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員等~~） の住所、生年月日等に関する調書

住	所	甲府市丸の内1-6-1		
氏	名	山梨 二郎	生 年 月 日	昭和 23年 8月 20日生
役	名 等	代表取締役		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		なし		
		記載すべき賞罰がない場合は「なし」と記載する。		
上記のとおり相違ありません。				
		○年○月○日	氏 名	山梨 二郎

記載要領

- 1 「（
~~法人の役員等~~
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員等~~）」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

許可申請者の住所、生年月日等に関する調書

記載要領

- 1 この調書は、許可申請者が法人である場合には、建設業許可申請書の別紙一の「役員等の氏名及び役名等」欄に記載した役員等全員について作成すること。許可申請者が個人である場合には、申請者本人(法定代理人を含む。)について作成すること。なお、様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。
- 2 「

法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等

」については、該当しないものを消すこと。
- 3 「役名等」の欄には、許可申請時における役名等を記載するものとし、許可申請者が法人の役員の場合には、「代表取締役」、「取締役」等と記載し、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)の場合には「株主等」と記載し、許可申請者が個人の場合には「事業主」と記載すること。
- 4 「賞罰」の欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がない場合には、「なし」と記載すること

◎誤記入及び不備な例

- ① 非常勤役員の調書が添付されていない。
- ② 氏名の記載が住民票と一致しない(生年月日が違う。)
- ③ 「賞罰」の欄に何も記載がない。該当がない場合には、「なし」と記載すること。
- ④ 下欄の年月日が記載されていない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

現 所	東京都〇〇区〇〇町1-1-1		
氏 名	東京 一郎	生 年 月 日	昭和 33 年 6 月 1 日生
営 業 所 名	(株)山梨土木 東京営業所		
職 名	東京営業所長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
		記載すべき賞罰がない場合は「なし」と記載する。	
上記のとおり相違ありません。			
〇年〇月〇日		氏 名	東京 一郎

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

記載要領

- 1 この調書は、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者全員について作成すること。ただし、役員を兼ねている者については、「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」(様式第十二号)をもってこれに替えることができる。
- 2 「営業所名」の欄には、所属する営業所の名称を記載し、その他の欄については、許可申請者の調書の記載要領により記載すること。
- 3 「賞罰」の欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がない場合には、「なし」と記載すること。

◎誤記入及び不備な例

職名が「建設業法施行令第3条に規定する使用人一覧表」と一致していない。

株 主 （出 資 者） 調 書

（用紙A4）

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
山梨 二郎	甲府市丸の内1-6-1	200株
山梨 太郎	甲府市丸の内1-6-1	200株
建設 一郎	大月市大月町花咲1608-3	90株

株主が亡くなって相続手続中の場合、「建設 一郎（相続手続中）」と記載することで、「別紙一 役員等の一覧表」への記載と「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」の記載は不要。

記載要領
この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

株主(出資者)調書

記載要領

- 1 この調書は、許可申請者が法人でかつ、株式会社である場合にあっては、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、また、その他の法人にあっては、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。
- 2 「株主(出資者)名」の欄には、株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合には、その者の氏名を記載すること。
- 3 「所有株数又は出資の価額」の欄には、株数を記載するときには「〇〇株」と、出資の価額を記載するときは「〇〇円」とその単位を必ず記載すること。

◎誤記入及び不備な例

株、円の単位が記載されていない。